

公 示 送 達 書

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び
多摩市市税条例第18条の規定により、下記の送達書類を公
示送達する。

なお、この書類は当市役所納税課で保管し、送達を受ける
べき者の申し出がある場合は、交付する。

令和8年7月1日

多摩市長 阿部 裕行

記

送達を受け るべき者	氏 名 (名 称)	櫻本 完承
送 達 する 書 類 の 名 称	国税徴収法第54条に基づく文書	
	8多市納第573号	
	以下余白	

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して

7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。